

発行：春日部市都市計画課コンパクトシティ推進担当

まちづくりニュースの発行にあたって

中央一丁目地区の再開発事業が、鉄道の高架化など周辺の基盤整備の動きと合わせて魅力的なまちづくりを進めるには、権利者の皆様が意見を交わしあっていくことが肝要です。

つきましては、再開発などまちづくりに関する意見交換を行える場として、「権利者の会」を設立いたします。このまちづくりニュースは、「権利者の会」の情報発信ツールとして発行することとなりました。

1. 「権利者の会」とは？

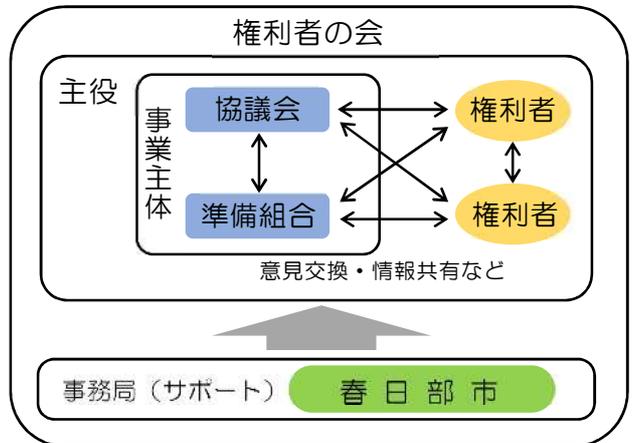
権利者の会は、中央一丁目地区に土地・建物を所有する権利者の皆様の声を反映し、再開発事業を円滑に進めるため設立します。主な目的は、以下のとおりです。

- ① 再開発事業に関する情報共有、不安や困りごとの解消
- ② 具体的な地区のルールを検討（地区計画の検討）

権利者の会の仕組み

「権利者の会」の会員
 ||
 権利者（土地・建物所有者）

※再開発協議会や準備組合への加入・未加入に関わらず、地区内に土地・建物を所有する全ての権利を所有する全ての方を対象としております。



※質問などは、事前に事務局へ提出いただき、円滑な意見交換や情報共有できるよう支援を行います。

2. 令和3年度の実施の報告 (1)

アンケートや説明会で意見を拝聴し、中央一丁目地区についての「春日部市中央一丁目地区まちづくり方針」をとりまとめました。



まちづくり方針をご覧ください！

春日部市中央一丁目地区再開発事業の概要及びまちづくり方針が、春日部市のホームページに掲載しています。スマートフォンやパソコンで検索できます。

春日部市 中央一丁目地区 検索

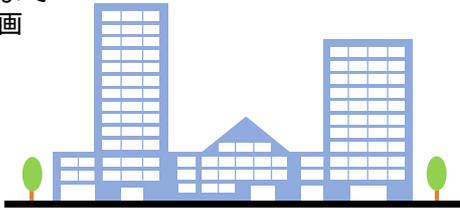


再開発と鉄道高架下空間が連携した賑わいのイメージ (まちづくり方針より抜粋)

2. 令和3年度の取組みの報告（2）

合意が整ったエリアから段階的に再開発を進めることの共通認識が図られました。

これまでの
計画



- ・ 地区全体で1つの建物
- ・ 合意形成に時間を要する
- ・ 事業費が増大する

これからの
計画



- ・ 複数の建物にブロック分け
- ・ 合意形成のスピードアップ
- ・ 一度にかかる事業費の低減

3. 令和4年度の予定・今後の取組みについて

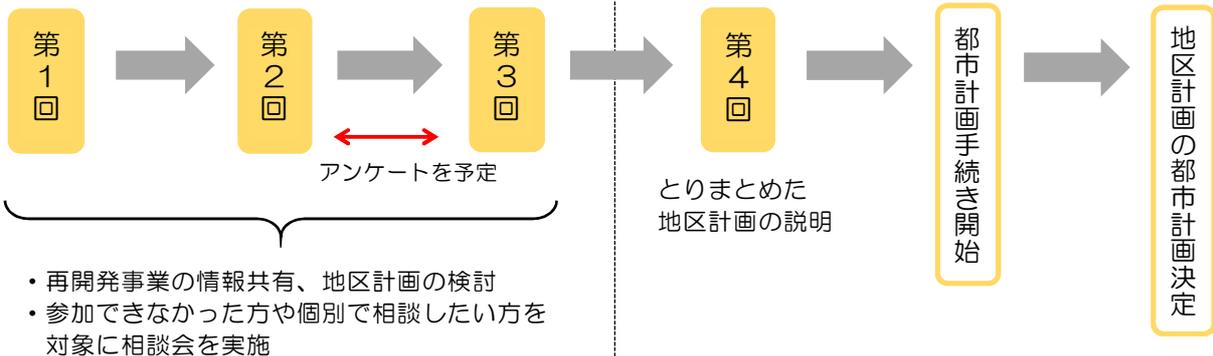
今年度は、魅力的な再開発事業を目指して、情報共有に加え、不安や困りごとなどが解消されるよう、権利者の皆様で意見が交わせる機会として「権利者の会」を3回開催する予定です。また、昨年度にとりまとめた「まちづくり方針」に基づいて再開発事業が行えるように、具体的な整備内容を「地区計画」に定めるための検討を行います。

Q. 地区計画が定められると、どうなりますか？

A. 地区計画が定められたエリアで建替え・増築などする場合には、地区計画にのっとった建築計画とし、市へ届出書を提出することが義務になります。

「権利者の会」のスケジュール

7月下旬



※ 日程や内容につきましては、決まり次第別途ご案内いたします。

権利者の会、再開発や地区計画について、不明な点などがございましたら、下記問合せ先へご連絡下さい。

春日部市都市整備部都市計画課コンパクトシティ推進担当 担当者：山田・中指・太田 なかざし

【問合せ先】 住所 春日部市中央六丁目2番地
電話 048-736-1111 (内線 3518) FAX 048-736-1974
E-mail toshikei@city.kasukabe.lg.jp